

相続税法

本試験問題

〔第一問〕問2

問2 次の設例に基づき、以下の問に答えなさい。

〔設例〕

令和3年4月に個人A（居住者）は、自らが理事長を務める持分の定めのないB法人（国内法人）に対し事業資金として1億2千万円の贈与を行った。

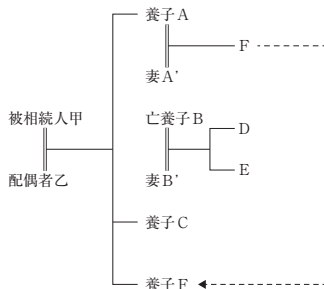
同月、B法人は、当該資金を原資に長年B法人の理事長を務める個人CからD土地を購入した。D土地をB法人が購入した時における時価は5,000万円、購入対価は1億円であった。この購入対価は、時価に照らして不相当に高額であり、B法人はCに対して特別の利益を与えていると認められる。

〔問〕

Aの行った事業資金の贈与に関し、どのような贈与税の課税関係が考えられるか、関連する条文とその趣旨に触れつつ説明しなさい。

〔第二問〕【資料1】2

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



〔注1〕被相続人甲は、昭和8年（1933年）3月24日生まれで、相続開始時において、日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。なお、生前において日本国外に住所を有していたことはない。また、配偶者乙は、昭和17年（1942年）6月22日生まれである。

〔注2〕相続人等は、特に記載がある者を除き、相続開始時において全員が20歳以上である。なお、相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、全員が日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。

〔注3〕被相続人甲と配偶者乙は、昭和36年（1961年）11月22日に婚姻した。

〔注4〕養子Aは、生まれてすぐに、被相続人甲及び配偶者乙と適法に普通養子縁組をしている。

〔注5〕亡養子Bが被相続人甲及び配偶者乙と授子縁組をしたのは、平成16年（2004年）1月10日である。

〔注6〕亡養子Bの子Dは平成15年（2003年）6月15日、亡養子Bの子Eは平成16年（2004年）12月6日に生まれている。

〔第二問〕【資料1】3 (1)

(1) 宅地G及び家屋Hは、配偶者乙と養子Cが取得する。

配偶者乙は、家屋Hに係る配偶者居住権を配偶者乙の終身に渡る期間取得し、養子Cは、これら不動産（宅地G及び家屋H）の所有権を取得する。

宅地G（420㎡）は、路線価地域（繁華街地区）に所在し、その地形等は以下のとおりである。

宅地Gは、家屋Hの敷地として使用されている。

TAC予想問題

●上級演習 第7回〔第一問〕問2

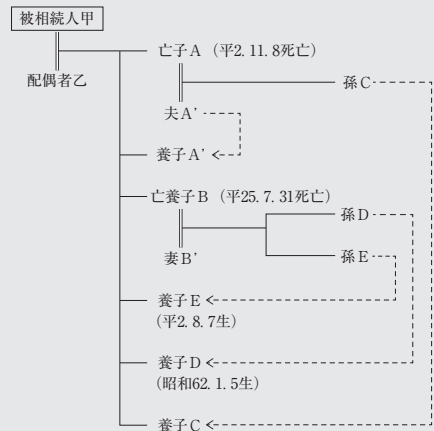
問2 Aは、持分の定めのない法人Xに財産を贈与した。この贈与財産の利用により、法人Xの理事であるBが特別の利益を受け、Bの税負担を不当に減少させることとなった。

以上に基づいて、次のそれぞれの場合に適用される相続税法上の租税回避防止のための規定について説明しなさい。

- (1) BがAの親族その他これらの者と特別の関係がある者に該当する場合
- (2) BがAの親族その他これらの者と特別の関係がある者に該当しない場合

●直前予想答練 第3回〔第二問〕【資料1】2

2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



〔注1〕被相続人甲は、相続開始時において日本国籍を有する者であり、生前に日本国外に住所を有したことはない。相続人等もすべて相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国外に住所を有したことはない。

2 被相続人甲は、昭和10年3月28日生まれであり、相続人等で生年月日の表示のない者はすべて20歳以上（被相続人甲の相続開始時）である。

3 相続開始時において、子A及び養子Bは死亡している。

4 被相続人甲及び配偶者乙は、次のとおりそれぞれの者と適法に養子縁組をしている。

昭和63年1月 養子B
平成5年6月 子Aの夫A'及び孫C
平成12年7月 孫D及び孫E

●直前予想答練 第2回〔第二問〕【資料1】3 (5)

(5) 家屋I（110㎡）の所有権は子Aが取得し、配偶者居住権は配偶者乙が取得する。

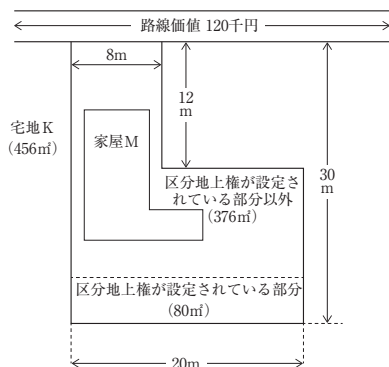
この家屋は上記(2)の宅地Fの上に建てられているもので、固定資産税評価額は15,000,000円である。なお、この家屋は、被相続人甲及び配偶者乙が居住しており、相続開始後は配偶者乙のみが居住している。

また、家屋Iは平成24年11月10日に建築された木造建物であり、法定耐用年数は22年、配偶者居住権の存続年数は配偶者乙の終身として設定された。

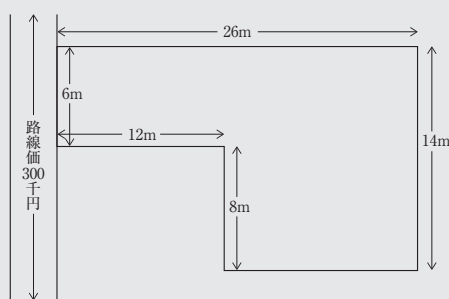
家屋Ⅰ（固定資産税評価額10,000,000円）は、前述の(2)の宅地Ⅰの上に存する建物である。被相続人甲と養子Cは、この宅地の上に、共有（持分は被相続人甲2分の1、養子C2分の1の割合）で家屋Ⅰを建て、これを賃貸借契約により2人の名義で、平成25年3月から、第三者に賃貸していた。ここから生じる不動産収入については、被相続人甲50%、養子C50%の割合で按分し、所得税の確定申告を行っている。なお、養子Cから被相続人甲へ地代の支払いはなかった。また、養子Cは、被相続人甲からの賃貸も引き継ぎ、引き続き不動産の賃貸を行っている。

建物Lの固定資産税評価額は建物全体で10,000,000円であり、相続税の申告期限において宅地K及び建物Lの利用状況に変更はない。

宅地K(456㎡)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりであり、地積456㎡のうち、80㎡には、L市によって下水管理施設敷を目的として区分地上権が設定されている。宅地Kの全部が、後述の(5)の家屋Mの敷地として使用されている。



この宅地は、被相続人甲が、L社に使用貸借契約により貸し付けていたもので、子Aはこの宅地を相続税の申告期限においても所有し、L社に貸し付けており、L社の事業の用に供されている。なお、子Aは同期限までに同社の役員に就任している。



家屋M（固定資産税評価額22,000,000円）は、前述の(4)の宅地Kの上に存する2階建ての建物である。被相続人甲は、平成31年2月10日から家屋Mの全てを自己が営む事業の用に供していた。なお、養子Aは、相続開始時から相続税の申告期限までの間に被相続人甲の事業を引き継いだが、事業を全体の40%に縮小し、60%は他の事業（不動産貸付業等以外の事業である。）に転換している。養子Aは、相続税の申告期限において引き続きこの宅地を事業の用に供している。

この家屋は、(6)の宅地Mの上に建てられている家屋で、固定資産税評価額は12,000,000円である。なお、この家屋は、平成20年から被相続人甲が物品販売業の店舗として使用していたものであり、養子乙が申告期限においてその事業を引き継いでいるが、申告期限までに引き継いだ物品販売業の規模を縮小し、この家屋の床面積の3分の1に相当する部分を自己の営む飲食業の店舗として使用している。

この附属設備は、上記(5)の家屋Mと構造上一体となっている給排水設備及び電気設備であり、その調達価額は3,400,000円である。

この設備は、上記(2)の家屋Gと構造上一体となっているものであり、相続開始時の調達価額は4,000,000円である。

この株式は、東京証券取引所の第一部に上場されている株式で、その価格等の状況は次のとおりである。なお、〇社の事業年度は1年である。

①	4月23日の最終価格	845円
②	4月24日から4月25日まで	取引なし
③	4月26日の最終価格	835円

①	令和3年4月の毎日の最終価格の月平均額	895円
②	令和3年4月1日から13日までの毎日の最終価格の月平均額	960円
③	令和3年4月14日から30日までの毎日の最終価格の月平均額	831円

ホ	権利落の日	令和3年4月14日
ヘ	株式無償交付の効力発生日	令和3年6月16日

この株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場されている株式で、その株価等の状況は次のとおりである。なお、P社は東京に本店を有する会社である。

令和3年4月の毎日の月平均額	820円	818円
----------------	------	------

株式の無償交付の基準日	令和3年6月10日
株式の無償交付数	株式1株につき0.5株
権利落ちの日	令和3年6月9日

〔第二問〕【資料１】３（８）

ト 類似業種の比準要素の金額は、次のとおりである。

比準要素等	日本標準産業分類による業種目	
	大分類 (E 製造業)	中分類 (29電気機械器具製造業)
類似業種の株価		
令和３年４月	340円	341円
令和３年３月	341円	342円
令和３年２月	369円	340円
令和３年１月	326円	321円
令和２年平均	328円	360円
令和３年４月以前２年間の平均	352円	330円
令和３年の１株当たりの年配当金額	4.5円	4.2円
令和３年の１株当たりの年利益金額	29円	31円
令和３年の１株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)	264円	231円

チ P社の比準要素金額の計算の基となる金額は次のとおりである。

- ① 直前期末以前１年間の年配当金額 1,850,000円
② 直前々期末以前１年間の年配当金額 2,050,000円
③ 直前々期の前期末以前１年間の年配当金額 2,100,000円
④ 直前期末以前１年間の利益金額 20,500,000円
⑤ 直前々期末以前１年間の利益金額 23,000,000円
⑥ 直前々期の前期末以前１年間の利益金額 20,000,000円
⑦ 直前期末における純資産価額
(帳簿価額によって計算した金額) 62,520,000円
⑧ 直前々期末における純資産価額
(帳簿価額によって計算した金額) 61,480,000円
⑨ 直前々期の前期末における純資産価額
(帳簿価額によって計算した金額) 60,200,000円
⑩ 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。
配当金は、全て毎年３月末日の決算日を基準日として支払われており、特別配当、記念配当等の非経常的な配当はない。
なお、P社は本年５月27日の定時株主総会で、直前事業年度の末日を基準日とした株式の配当を見送る決議をしている。

〔第二問〕【資料１】６

６ 被相続人甲に関する生命保険契約は、次のとおりである。生命保険契約は、いずれも日本国内に本店のある生命保険会社との契約である。

なお、保険契約者及び被保険者並びに保険金受取人については、契約当初から変更された事実はない。

区 分	R生命保険契約	S生命保険契約	T生命保険契約	U生命保険契約
保険契約者	被相続人甲	被相続人甲	E	配偶者乙
被保険者	被相続人甲	被相続人甲	配偶者乙	配偶者乙
保険料負担者	被相続人甲全額	被相続人甲 4/5 養子B 1/5	被相続人甲全額	被相続人甲全額
保険金受取人	配偶者乙	D	E	養子C
保険金額	25,000,000円	年1,000,000円	8,000,000円	3,500,000円
払込済保険料	22,000,000円	8,000,000円	1,000,000円	2,800,000円

(注１) R生命保険契約については、契約者貸付金の元利合計額5,000,000円（このうち200,000円は利息である。）が生命保険金から控除され支払われた。

(注２) S生命保険契約については、年額1,000,000円で10年間支払われるものであり、定期金の支払いに代えて、一時金で給付を受けることもできる。この場合の一時金の額は、9,500,000円である。なお、10年間の場合の予定利率による複利年金現価率は9.574である。また、養子Bが死亡した際に被相続人甲は生命保険契約に関する権利の譲渡を受けている。この保険金について、保険金受取人は定期金で受領することを選択した。

(注３) T生命保険契約は、一定期間内に保険事故が発生しない場合には返還金等の支払がないものである。

(注４) 相続開始時において、U生命保険契約を解約とした場合に支払われることとなる解約返戻金の金額は、2,500,000円である。

●実力完成答練 第２回〔第二問〕【資料１】３（１）⑦ 【資料２】２

ホ J社株式の１株当たりの類似業種比準価額の計算に用いる比率要素の基となる金額は、次のとおりである。

- ④ J社の直前期末以前１年間の年配当金額 1,880,000円
⑤ J社の直前々期末以前１年間の年配当金額 1,200,000円
⑥ J社の直前期末以前１年間の年利益金額 16,000,000円
⑦ J社の直前々期末以前１年間の年利益金額 16,200,000円
⑧ J社の直前期末における純資産価額（帳簿価額） 182,000,000円

⑨ J社の直前々期末における純資産価額（帳簿価額） 168,500,000円

ヘ J社の１株当たりの純資産価額（相続税評価額）は、2,528円である。

２ 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等（令和３年分）（抜粋）

業種目	大分類	中分類	小分類	番号	B 配当 金	C 利 益 金	D 簿 価 純資産 価 額	A（株価）⑩			
								令和 ２年 平均	令和 ３年 ４月分	５月分	６月分
								352	315 333	334 332	343 331
卸売業				65	3.9	20	227	352	315 333	334 332	343 331
各種商品卸売業				66	4.8	14	130	196	208 218	219 220	217 223
繊維・衣服等卸売業				67	7.1	39	383	255	279 277	287 277	292 281
飲食料品卸売業				68	3.1	19	242	173	186 140	192 141	202 143
農畜産物・水産物卸売業				69	2.1	9	182	169	123 153	126 156	129 141
食料・飲料卸売業				70	4.2	30	317	232	256 240	265 259	282 279

⑩ A（株価）の上段：各月の株価。下段：課税時期の属する月以前２年間の平均株価

●直前予想答練 第２回〔第二問〕【資料１】６

６ 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

(1) 被相続人甲に関する生命保険契約は、次の表のとおりである。

区 分	N生命保険	O生命保険	P生命保険
保 險 契 約 者	被相続人甲	配偶者乙	被相続人甲
被 保 險 者	被相続人甲	配偶者乙	配偶者乙
保険料負担者	被相続人甲	被相続人甲	被相続人甲 1/2 配偶者乙 1/2
保険金受取人	養子C	養子D	子A
保 険 金 額	年3,000,000円	10,000,000円	20,000,000円
払込済保険料	6,000,000円	3,000,000円	5,000,000円
契約者貸付金	0円	500,000円	0円

⑩1 生命保険契約は、いずれも日本に本店のある保険会社とのものである。

２ N生命保険会社との保険契約の保険金額は、10年間支給されるものの１年当たりの金額である。なお、予定利率による複利年金現価率は10年：9.730である。

３ O生命保険会社との保険契約を相続開始時において解約することした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は2,500,000円である。

４ P生命保険会社との保険契約を相続開始時において解約することした場合に支払われることとなる解約返戻金の額は4,000,000円である。なお、この契約に関する権利は相続人間の協議により配偶者乙が承継することとなった。